

子どもの学費助成・貸付

就学援助(小・中学校、義務教育学校児童生徒)

◎お問い合わせ
教育委員会学校教育課学校教育係
☎ 82-3298 (直通)
もしくは、在学している学校

お子さんが小・中学校又は義務教育学校に通学するうえで経済的な理由によりお困りの方に対して、学用品費、修学旅行費、学校給食費などを援助する就学援助制度を行っています。

■対象世帯

生活保護受給、非課税、児童扶養手当受給世帯等
※ただし、所得の制限があります。

■援助内容

学用品費等	学用品費、修学旅行費、校外活動費（見学旅行、宿泊学習等）、新入学用品費など、国の補助基準に準じて支給
医療費	学校保健安全法で定められる疾病（結膜炎、中耳炎、う歯など）の治療にかかる費用を支給（事前に学校へ医療券の交付申請が必要です）
学校給食費	食育センターで定められる費用を負担

生活保護受給世帯については、「修学旅行費」「医療費」が援助対象です。
年度途中においても随時受付しております。

高等学校等就学支援金

◎お問い合わせ
在学している高等学校

高校生等がいる世帯の教育費負担を軽減する制度です。
支給を受けるためには、課税証明書と申請書の提出等の手続きが必要となります。

■対象世帯

保護者の市町村民税所得割額が30万4,200円未満の世帯
※学校が代理受理して、授業料に充てます。

高校生等奨学給付金

◎お問い合わせ
在学している高等学校

高校生等がいる世帯の授業料以外の教育費（※）を支援する給付型の制度です。
返済は不要ですが、申請がなければ受給することはできません。
※教科書費、教材費、学用品費、通学用品費など

■対象世帯

保護者の市町村民税が非課税の世帯
※原則、保護者が受け取ります。

生活福祉資金貸付制度

◎お問い合わせ

社会福祉法人 伊達市社会福祉協議会 ☎ 22-4124

他の貸付制度が利用できない低所得世帯や障がい者世帯、高齢者世帯を対象に、経済的自立と安定した生活支援各種資金の貸付けをしています。

■対象世帯

低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯

※ただし、世帯全員分の所得制限があります。

■援助内容

貸付の要件、貸付の種類、限度額などの詳細については、窓口でご相談下さい。